		免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受け、かつ、ＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習にあっては一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に大型免許（ＡＴ大型免許を除く。）、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）、準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第六十号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条並びに附則第三条及び第六条の規定　令和八年四月一日

二　第三条並びに附則第四条及び第七条の規定　令和九年四月一日

三　第四条及び附則第五条の規定　令和九年十月一日